

外交史料館ニュース

一、外交記録公開

「公文書等の管理に関する法律」及び「外交記録公開に関する規則」(平成二二年外務省訓令第七号)等に基づき、外交史料館は令和二(二〇二〇)年内に以下のとおり外交記録の移管を受け、目録に掲載した(対象ファイルの概要は外交史料館ホームページにてご覧いただけます)。

一月三一日	三八一冊
二月二八日	一三一冊
三月三一日	一九五冊
七月三一日	二六〇冊
九月三〇日	一九一冊
一月三〇日	三五八冊
一月三〇日	二六冊 ※

※は特別審査済みファイルであり、即時閲覧可能な状態で公開された。

その中には平成元(一九八九)年の海部総理の米国訪問やサッチャー英首相の訪日、昭和天皇大喪の礼/天皇即位の礼、天安門事件、カンボジア和平等が含まれる。全文書の画像が外交史料館ホームページに掲載された。

二、所蔵記録のマイクロフィルム化及びデジタル化の実施

戦後七〇年を契機として内閣総理大臣の下に設置された「二〇世紀を振り返り二一世紀の秩序と日本の役割を構想するための有識者懇談会」報告書において我が国が取るべき具体的施策として「アジア歴史資料センターの充実」が指摘されたことを受け、平成二八年度から同センターへの史料画像提供及び所蔵記録の保存などを目的として、戦後外交記録のマイクロフィルム化及びデジタル化の作業に順次着手している。令和元年度においては戦後外交記録のうち、第一一回〜第一三回外交記録公開で公開されたファイルを中心に作業を進め、同センターに五〇七冊分の画像を提供した。

三、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止を目的とした臨時閉館

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、令和二年二月二六日政府よりスポーツ・文化イベントの中止・延期や国立の博物館・美術館の閉館の要請が発出されたこと、また国立公文書館が令和二年二月二八日から三月一五日までの臨時閉館を決定したことから、国立公文書館と同等の国立公文書館等として外務大臣より指定されている外交史料館においても、二月二八日から三月一三日までの臨時閉館を決定した。

三月一三日以降も閉館期間の延長を実施したが、五月二五日に緊急事態宣言が解除されたこと、六月二日に国立公文書館が再開館されたことを受けて、六月八日より、感染症対策を実施した上での再開館を実施した。

四、展示

令和二年二月二日から年八月三十一日まで企画展示「批准書の世界」及び「明治時代の条約締結プロセス 日布渡航条約を事例に」の二つの展示を同時開催した（二月二十八日から六月七日の期間は臨時閉館）。また、九月九日から令和三年一月八日まで企画展示「岐路に立つ外交官」を開催した。